

# 《騒音・振動に係る特定施設設置に係る届出について》

## 申請書類について

◆ホームページ「[申請書ダウンロード](#)」のページからダウンロードできます。

## 地域ごとの届出法令区分について

- ◆工場・事業場の用途地域等を確認してください。（[成田市都市計画情報](#)から確認できます。）
- ◆地域ごとに、届出が必要な法令が異なります。以下の表1により確認してください。

(表1)

	騒音規制法 (表2-1)	成田市公害防止条例 (騒音)(表2-2)	振動規制法 (表3-1)	成田市公害防止条例 (振動)(表3-2)
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	○	○	○	○
工業専用地域	○	○	×	○
市街化調整区域 無指定地域	×	○	×	○

### ◆騒音・振動規制法、市条例に該当する地域

→騒音・振動規制法による届出が必要になります。

ただし、設置する特定施設の種類によっては、市条例にのみ該当する施設があります。その場合は、市条例による届出のみが必要です。

※施設の種類ごとに該当の有無がまとめられた表は[こちら](#)を参照ください。

### ◆騒音・振動規制法に該当せず、市条例にのみ該当する地域

→市条例による届出が必要となります。

※工場・事業場に複数の施設がある場合、騒音・振動規制法及び市条例の届出が必要なことがありますので、ご注意ください。

## 届出対象の特定施設について

◆騒音・振動規制法及び市条例により、施設の種類や定格出力によって特定施設に該当するかが定められています。以下の表2-1から表3-2により確認してください。

(表 2 - 1) 騒音規制法 別表第 1 (第 1 条関係)

番号	施設の種類		
1	<b>金属加工機械</b> イ 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス (呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。) ヘ せん断機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト (タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機 (といしを用いるものに限る。)		
	2	<b>空気圧縮機及び送風機</b> (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
	3	<b>土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機</b> (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
	4	<b>織機</b> (原動機を用いるものに限る。)	
	5	<b>建設用資材製造機械</b> イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)	
		6	<b>穀物用製粉機</b> (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
	7	<b>木材加工機械</b> イ ドラムバーカー ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ホ 丸のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ヘ かな盤 (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)	
		8	<b>抄紙機</b>
		9	<b>印刷機械</b> (原動機を用いるものに限る。)
		10	<b>合成樹脂用射出成形機</b>
		11	<b>鑄造型機</b> (ジョルト式のものに限る。)

(表 2 - 2) 成田市公害防止条例 別表第 1 (第 3 条) 2 騒音に係る特定施設

番号	施設の種類	
1	<b>金属加工機械</b> ア 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が、22.5kW 以上のものに限る。) イ 製管機械 ウ ベンディングマシン (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) エ 液圧プレス オ 機械プレス カ せん断機 (シャーリングマシン。原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) キ 鍛造機 ク ワイヤフォーミングマシン ケ プラスト コ タンブラー サ 製鉄機 シ 製釘機 ス 高速度切断機 セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研磨機 チ 自動やすり目立機 (原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。)	
	2	<b>圧縮機</b> (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)

3	<b>送風機</b> (排風機を含み原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
4	<b>粉碎機</b> ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉碎機 ウ その他の用に供する粉碎機(破砕機及び摩砕機を含む。)
5	<b>繊維機械</b> ア 織機(原動機を用いるものに限る。) イ 紡績機械 ウ 編組機 エ 撚糸機
6	<b>建設用資材製造機械</b> ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント
7	<b>木材加工機械</b> ア ドラムバーカー イ チッパー ウ 碎木機 エ 帯のこ盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) オ 丸のこ盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。) カ かな盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)
8	<b>抄紙機</b>
9	<b>印刷機械</b> (原動機を用いるものに限る。)
10	<b>合成樹脂用射出成形機</b>
11	<b>鋳型造型機</b>
12	<b>ニューマチックハンマー</b>
13	<b>ロール機</b>
14	<b>自動製瓶機</b>
15	<b>ドラム缶洗浄機</b>
16	<b>ロータリーキルン</b>
17	<b>コルゲートマシン</b>
18	<b>重油バーナー</b> (重油使用量が毎時15L以上のものに限る。)
19	<b>走行クレーン</b> ア 天井走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。) イ 門型走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。)
20	<b>集じん装置</b>
21	<b>冷凍機</b> (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
22	<b>原動機</b> (船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ア ディーゼルエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。) イ ガソリンエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
23	<b>クーリングタワー</b> (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。) による断郊競技施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第10項に規定するガス工作物
- 4 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設

(表 3 - 1) 振動規制法 別表第 1 (第 1 条、第 3 条関係)

番号	施設の種類
1	<b>金属加工機械</b> イ 液圧プレス (矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機 (原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン (原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。)
	2 <b>圧縮機</b> (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
	3 <b>土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機</b> (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
	4 <b>織機</b> (原動機を用いるものに限る。)
	5 <b>コンクリートブロックマシン</b> (原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。) 並びに <b>コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械</b> (原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。)
6	<b>木材加工機械</b> イ ドラムバーカー ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
	7 <b>印刷機械</b> (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
8 <b>ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機</b> (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。)	
9 <b>合成樹脂用射出成型機</b>	
10 <b>鑄造型機</b> (ジョルト式のものに限る。)	

(表 3 - 2) 成田市公害防止条例 別表第 1 (第 3 条) 3 振動に係る特定施設

番号	施設の種類	
1	<b>金属加工機械</b> ア 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。) イ 製管機械 ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機 (シャーリングマシン。原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。) カ 鍛造機 キ ワイヤフォーミングマシン	
	2 <b>圧縮機及び送風機</b> (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)	
	3	<b>粉碎機</b> (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉碎機 ウ その他の用に供する粉碎機 (破碎機及び摩砕機を含む。)
		4 <b>織機</b> (原動機を用いるものに限る。)
		5
	6	
		7 <b>印刷機械</b> (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
8 <b>ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機</b> (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。)		
9 <b>合成樹脂用射出成型機</b>		
10 <b>鑄造型機</b> (ジョルト式のものに限る。)		
11 <b>冷凍機</b> (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)		

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第 2 条第 10 項に規定するガス工作物

## 届出が必要な場合について

◆下記(1)～(4)に該当する場合、特定施設に係る届出が必要となります。

無届けまたは虚偽の届出をした場合(届出義務に違反した場合)、罰則があります。

- (1) 工場や事業場等で、新たに特定施設を設置する場合。
- (2) 既に特定施設の届出をしており、特定施設の種類、数量、防止方法等を変更する場合。  
(施設の増設や更新も含まれます。)
- (3) 既に届出をした工場や事業場等で工場等の名称、所在地、届出者の変更があった場合。
- (4) 既に届出をした工場や事業場等で届出者から特定施設の全てを譲り受け、または借り受けた場合や届出者について相続または合併があった場合。

### 【(1) の場合】

以下の書類を正副2部提出してください。

- ・ 特定施設設置(使用)届出書(法令・市条例ごとに作成)
- ・ 騒音・振動に係る特定施設の概要(別紙3、4)
- ・ 工場又は事業場の事業経歴書
- ・ 工場又は事業場の組織図
- ・ 工場又は事業場の敷地の周囲約100メートル以内の見取り図
- ・ 騒音・振動に係る特定施設の構造概要図(カタログ)
- ・ 騒音・振動の防止施設(建屋を含む。)の概要図及び設置場所を示す図面
- ・ 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の設置図
- ・ 騒音計算書

※特定施設を設置するときは、工事に着手する30日前までに届出が必要です。

### 【(2) の場合】

以下の書類を正副2部提出してください。

- ・ 特定施設構造等変更届出書(法令・市条例ごとに作成)
- ・ 騒音・振動に係る特定施設の概要(別紙3、4)
- ・ 工場又は事業場の敷地の周囲約100メートル以内の見取り図
- ・ 騒音・振動に係る特定施設の構造概要図(カタログ)
- ・ 騒音・振動の防止施設(建屋を含む。)の概要図及び設置場所を示す図面
- ・ 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の設置図
- ・ 騒音計算書

※特定施設を設置するときは、工事に着手する30日前までに届出が必要です。

### 【(3) の場合】

以下の書類を正副2部提出してください。

- ・ 氏名等変更届出書(法令・市条例ごとに作成)

※届出事項(代表者の名前、事業場の住所等)に変更があった日から30日以内に届出が必要です。

### 【(4) の場合】

以下の書類を正副2部提出してください。

- ・ 承継届出書(法令・市条例ごとに作成)
- ・ 履歴事項証明書(相続や合併した事実がわかるもの)

※承継があった日から30日以内に届出が必要です。

## 特定施設の設置に係る規制基準について

- ◆騒音については表 4 - 1 により工場、事業場の用途地域ごとに規制値を確認し、騒音計算のうえ、遵守するようにしてください。
- ◆振動については表 4 - 2 により工場、事業場の用途地域ごとに規制値を確認し、遵守するようにしてください。(騒音と異なり合成値の計算ができる性質のものではありませんので、届出の際は、据付図面等、防振対策が取られていることがわかるものを添付してください。)

(表 4-1) 成田市公害防止条例 施行規則 別表第 4(第 6 条) 1 - ア騒音にかかる規制基準

区域の区分 時間の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から 8 時まで及び午後 7 時から 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 ※の場合は 5dB 減	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 ※の場合は 5dB 減	65dB	60dB	50dB
工業地域 工業専用地域 ※の場合は 5dB 減	70dB	65dB	60dB
その他の地域 ※の場合は 5dB 減	60dB	55dB	50dB

※学校、保育所、病院、入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートル以内の区域に特定施設がある場合を指します。

(表 4-2) 成田市公害防止条例 施行規則 別表第 4(第 6 条) 1 - イ振動にかかる規制基準

区域の区分 時間の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 ※の場合は 5dB 減	60dB	55dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 ※の場合は 5dB 減	65dB	60dB
その他の地域 (工業専用地域を除く。) ※の場合は 5dB 減	60dB	55dB

※学校、保育所、病院、入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートル以内の区域に特定施設がある場合を指します。

## よくある質問

### Q1

- ・提出書類は何部用意すればよいのか？

### A1

- ・提出部数は2部です。1部は控えとしてお返しします。

### Q2

- ・移動式の設備は届け出対象になるのか？

### A2

- ・移動が可能なものであっても、常時固定して使用する場合は届出の対象です。

### Q3

- ・特定施設を追加する場合、騒音計算は追加するものだけの音の値で評価してよいのか？

### A3

- ・追加するものだけではなく、その工場・事業所で以前に提出した特定施設すべてとの合成騒音を計算してください。その際の合成騒音の評価地点は敷地境界です。敷地境界において、規制基準を順守してください。

### Q4

- ・工業専用地域で圧縮機 10kW を1台と送風機 5kW を1台追加したい。どの様式で提出すればよいのか？騒音計算はどのようにすればよいのか？

### A4

- ・工業専用地域ということから表1より、騒音については、騒音規制法、成田市公害防止条例ともに対象となり、振動については成田市公害防止条例のみの対象となります。

圧縮機 10kW は表 2 - 1 より騒音規制法の圧縮機に該当しますので、騒音規制法の特定施設の種類ごとの数変更届出書を提出してください。振動については、表 3 - 2 より市条例の特定施設構造等変更届出書を提出してください。

送風機 5kW は、表 2 - 1 に騒音規制法の送風機は定格出力が 7.5kW 以上とあるため、騒音規制法には該当しません。表 2 - 2、3 - 2 より成田市公害防止条例の送風機の定格出力が 3.75kW 以上とあるため、騒音、振動ともに市条例には該当します。市条例の特定施設構造等変更届出書を提出してください。

騒音計算については、今回追加する圧縮機と送風機と以前に提出した特定施設すべてとの合成騒音を計算してください。